
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.235 2020/7/7

1 食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第18条第3項の施行に伴う関係告示の整備について

7月2日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品基準審査課長名をもって各検疫所長宛標記通知を出した。これは、食品、添加物等の規格基準の第3 器具及び容器包装の部A器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の項に規定した別表第1に係る令和2年5月1日付け大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知の考え方を次のとおり示したものである。

審議官通知で示された第4 運用上留意すべき事項 1 規格基準告示関係イ(2)については以下のとおり整理をしたこと。

- 1 別表第1 第1 表(1)に規定される基ポリマー同士が化学的に反応して新たなポリマーが生成される場合は、当該各基ポリマーとは別に、生成されたポリマーを新たに規定する必要があること。
- 2 同表(1)に規定される基ポリマー及び同表(2)に規定される基ポリマーが化学的に反応して新たなポリマーが生成される場合は、当該各基ポリマーとは別に、生成されたポリマーを新たに規定する必要があること。
- 3 同表(2)に関しては、製造の実態を踏まえて整理しているため、同表(2)に規定される基ポリマー同士が化学的に反応し、当該各基ポリマーとは別に、生成されたポリマーを新たに規定する必要はないこと。ただし、塗膜以外の用途で新たに生成された基ポリマーを使用する場合はこの限りではない。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000645827.pdf>